

休日の保育が変わります

就労形態で、日曜日を含む5日間の就労や、週の間にある祝日に関係なく就労する場合、今までは「休日保育」の届出をしていただき、別途料金がかかっていました。

新制度では、2号・3号認定の際に雇用証明書で就労の形態を確認し、日曜・祝日が勤務日である場合は、別途料金を払わなくても日曜・祝日の保育を受けられるようになります。但し、1週間以上連続した保育はできません。

また、急用や短期の就労で日曜・祝日1日だけの利用は今後も別途料金を徴収する形で継続して実施しますが、「一時預かり保育」という制度に変わります。

延長保育の変更

保育時間が変わることに伴い、はやきた子ども園で実施している幼稚園の延長保育は、今後、一時預かり保育に変わります。時間の変更や申込み方法等は、来年度の園児募集の際にお知らせします。

※2【利用手続きの流れ】(イメージ)

幼稚園等を利用希望の場合
(1号認定)

保育所等を利用希望の場合
(2・3号認定)

1

役場、教育委員会に利用申込みをします
(申込み用紙が変わります)

1

役場、教育委員会に「保育の必要性」の認定を申請します
(申込み用紙が変わります)

2

教育委員会から認定証が交付されます
(1号認定)

2

教育委員会から認定証が交付されます
(2・3号認定)

3

入園許可書が幼稚園から送付されます

3

役場、教育委員会に保育所等の利用希望の申込みをします

4

申請者の希望、保育所等の利用状況などにより、教育委員会が利用調整をします

5

利用先の決定後、教育委員会から許可書を送付されます

認定こども園の場合
◆1号認定 幼稚園等
◆2・3号認定 保育所等

の手続きが必要です。

放課後児童クラブの

対象拡大

新制度によって、放課後児童クラブの対象児童が、これまでの小学校3年生までから小学校6年生までに拡大されます。



※3【保育の必要性の事由】

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ・妊娠、出産（概ね産前産後2か月）
- ・保護者の疾病又は障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧

【新制度により拡大された事由】

- ・求職活動（起業準備を含む）、就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVの恐れがある
- ・育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
 ※ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。
 ※虚偽の申請があった場合には、過料を徴収する場合があります。

